

令和5年度「中小企業地域経済政策推進事業費補助金（地域 DX 促進環境整備事業）地域 DX 支援活動型」に係る補助事業者募集要領

令和5年4月28日

令和5年度地域 DX 促進事務局

令和5年度「中小企業地域経済政策推進事業費補助金（地域 DX 促進環境整備事業）地域 DX 支援活動型」（以下、「本事業」という。）を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下、「補助金適正化法」という。）」、「交付規程」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いいたします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 代表機関（補助事業者）は構成員に対して、提案前に、各構成員が事業を適切に運営できる体制にあること、各種法令違反等をしていないこと等を確認してください。
- ③ 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、令和5年度地域 DX 促進事務局（以下、「事務局」という。）として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む。）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ④ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省及び事務局から新たな補助金等の交付を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑤ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑥ 事務局から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑦ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではな

いこと。また、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ⑧ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること。）しようとする時は、事前に処分内容等について事務局の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、デジタル化は不可逆的に進展しています。各国では非接触・リモート社会の構築に向けて、デジタル投資が加速しており、デジタル技術の活用の成否が企業・産業の競争力に直結します。地域企業・産業が、こうした動きに取り残されることなく、生産性を向上し、付加価値を生み出していくためには、デジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX）（※））を実行していくことが不可欠です。

そのような中で、本事業では、地域の企業が抱える課題に精通した産学官金の専門家による地域企業への課題分析・DX 戦略策定・サイバーセキュリティ対策の伴走型支援等の体制を構築し、地域企業が DX を実現させるために必要な経営・デジタルに関する専門的見解やノウハウを補完するための各種支援活動を促進することで、業種や地域の垣根を超えた幅広い地域企業の DX を強力に推進し、地域企業の実産性を向上させることを目的とします。

（※）DX (Digital Transformation) : 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

出典：経済産業省「デジタルガバナンス・コード 2.0」（令和4年9月13日改訂）

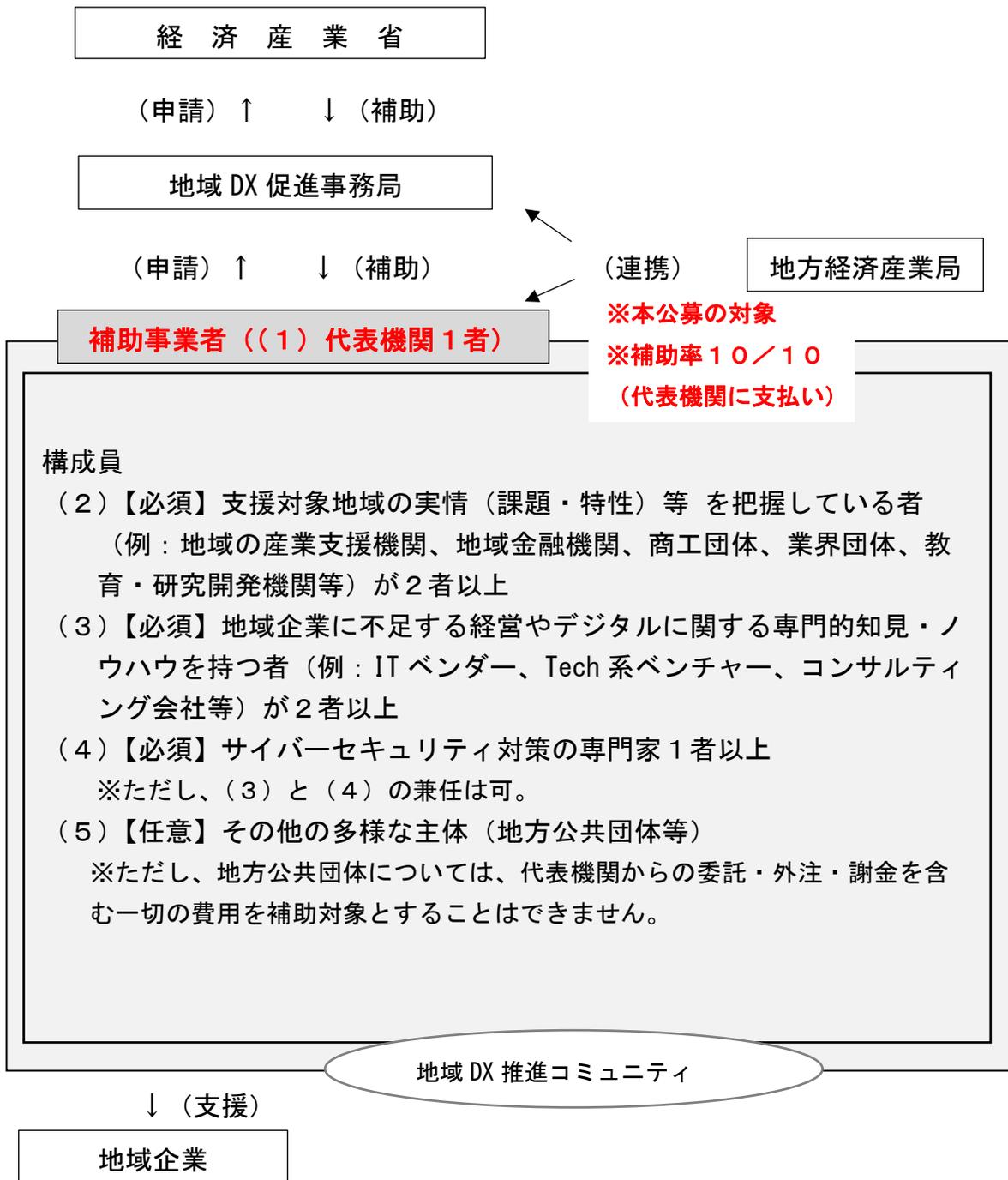
1-2. 事業スキーム

本事業は、以下の事業スキームに基づき実施します。本事業の実施体制は、地域企業の DX 推進に向けて、代表機関及び代表機関と共に地域企業を支援する構成員からなるコンソーシアム（以下「地域 DX 推進コミュニティ」という。）の体制によるものとします。応募資格は「1-5. 応募資格」をご確認ください。

事務局は、経済産業省の補助を受け、補助事業全体の管理支援業務を行い、採択された補助事業者に対する補助金交付等、事業全体の運営を統括します。

補助事業者の選定に際しては、「審査委員会」を設置し、応募事業を外部審査員に審査いただき、採択事業者を決定します。

また、補助事業者は、補助事業の実施にあたっては、事務局及び主な支援対象地域を所管する地方の経済産業局（経済産業局、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方経済産業局」という。））と連携いただきます。具体的には、定期的な事業進捗の報告や意見交換、成果報告会を連携して開催する等、常に事務局及び地方経済産業局の指示等に対応できる体制を構築してください。



1-3. 事業内容

広域型

(1) DX 戦略策定の伴走型支援

地域企業から支援依頼を受けた代表機関は、地域企業が抱える課題・状況に応じ、構成員と協力・連携して支援チームを編成。その後、支援チームが地域企業との議論を繰り返しながら、ゴール設定・現状分析・課題特定・将来業務の設計・ソリューション提供ベンダーの比較検討・選定等を行い、DX 戦略への落とし込みを支援。その上で必要に応じて、ソリューションの実装や定着化といった戦略の実行部分の伴走等を支援。

【実施上の留意点】

・支援する地域企業には、地域未来牽引企業又は地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者（※）を含めること。

（※）承認地域経済牽引事業者は公表情報ではないため、代表機関において、支援企業に直接承認の有無を確認し、承認地域経済牽引事業者の場合はエビデンスとして「県知事による承認が分かる通知文書（※正式な名称はなく、様式も都道府県ごとに異なる。）」の提出を求め、当該支援企業が承認地域経済牽引事業者であることを確認すること。

・ゴール設定を行う際に、支援する地域企業には、情報処理の促進に関する法律第31条に基づく認定（DX 認定）（※）の取得を目指していただくことを推奨します。

（※）DX 認定とはデジタル技術による社会変革に対して経営者に求められる事項を取りまとめた「デジタルガバナンス・コード」に対応し、DX 推進の準備が整っていると認められた企業を国が認定する制度です。認定事業者は「デジタルによって自らのビジネスを変革する準備ができている状態（DX-Ready）」であることを対外的にアピールでき、税制による支援措置や中小企業者を対象とした金融による支援措置を受けることができます。

(2) サイバーセキュリティ対策に関する伴走型支援

DXを進める上でのサイバーセキュリティリスクの洗い出しやサイバーセキュリティ強化のための戦略策定を支援。その上で必要に応じてサイバーセキュリティ対策の実行部分の伴走等を支援。

(3) 支援ノウハウの地域 DX 推進コミュニティ内での共有・横展開の仕組みの構築

本事業で蓄積された地域企業への支援ノウハウを地域 DX 推進コミュニティ内で共有し、伴走型支援を実施する支援人材の育成を目的として事例や成果物の共有が可能なプラットフォームやデータベースの構築等のナレッジシェアの仕組みを整備。

(4) その他、DX 戦略の実行力向上のための取組等（任意）

上記（1）～（3）の他、（1）（2）で策定した戦略の実行力向上や地域企業の実情に合わせて、DX の促進を目的とした独自の支援・取組（経営者や社員に対する人材育成やセミナー等）を実施。

※地域企業等の DX 人材育成の取組を行う場合は、加点措置とします。

【実施上の留意点】

・経済産業省「デジタルガバナンス・コード 2.0」（令和 4 年 9 月 13 日改訂）における DX の定義と不整合が起きないように、十分御注意ください。

- ・経済産業省（地方経済産業局含む。）から制度紹介等の周知依頼があった場合にはご協力ください。

1-4. 事業実施期間

交付決定日～令和6年2月16日（金）

1-5. 応募資格

1-5-1. 応募要件

広域型

- ・以下の要件をいずれも満たす必要があります。
 - ・なお、本事業を通じて取組の更なる発展を目的に、事務局へ申請書内の「構成員の概要」の事前申請を行うことにより、事業期間中でも地域DX推進コミュニティの構成員を追加することが可能です。
- ① 「1-5-2. 資格要件」に合致する、以下（1）代表機関と（2）～（4）の構成員からなる事業の実施に必要な知見やノウハウ等を有する者からなる地域DX推進コミュニティを構成すること。
 - （1）代表機関1者
 - （2）支援対象地域の実情（課題・特性）等を把握している者（例：地域の産業支援機関、地域金融機関、商工団体、業界団体、教育・研究開発機関等）が2者以上
 - （3）地域企業に不足する経営やデジタルに関する専門的知見・ノウハウを持つ者（例：ITベンダー、Tech系ベンチャー、コンサルティング会社等）が2者以上
 - （4）サイバーセキュリティ対策の専門家1者以上

※ただし、（3）と（4）を兼任する場合は、（3）（4）それぞれに対して1者とカウントします。
 - ② 1以上の都道府県（都道府県単位あるいは複数の都道府県）の地域企業群を対象に、都道府県全域の実情を理解した上で、DXに関わる多様な課題の解決が可能な支援体制を構築すること。
 - ③ 地域DX推進コミュニティは、ひとつの組織体として位置付けられるため、事務局や経済産業省（地方経済産業局を含む。）からの連絡、指示、問い合わせ等への対応は、代表機関の担当責任者がその責任を持って担当すること。また、代表機関の担当責任者は、自らの責任において当該対応内容について構成員へ共有すること。
 - ④ 地域DX推進コミュニティには、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、副総括事業代表者（サブリーダー）、事務管理責任者を配置すること。なお、これらの代表者・責任者には、実際に本事業の運営推進に携わる人を任命すること。特に、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、副総括事業代表者（サブリーダー）は、採択決定後に事務局が行うヒアリング等には必ずどちらかが出席すること。

- ⑤ 構成員からの年会費や支援対象となる地域企業からの対価（報酬）等の収入を得る仕組みを構築し、補助事業終了後も継続的に事業を実施するための事業実施計画を策定すること。それを踏まえて、地域 DX 推進コミュニティは、補助事業終了後 5 年間は地域企業への支援活動を継続すること。

1-5-2. 資格要件

広域型

(1) 代表機関（1者）

- ・自ら補助事業を実施するとともに、当該事業の運営管理、構成員相互の調整、知的所有権を含む財産管理等の事業管理等を行う母体としての組織です。
- ・以下の（資格要件）を満たすことが必要であり、事業実施期間中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、交付の決定の全部もしくは一部の取消し、又は変更することがありますので、御留意ください。

（資格要件）

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する事業者でないこと。
- ⑤ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥ 当該事業の期間中及び当該事業の終了後における事業の実施主体であること。（代表機関が業務の全てを他の者に再委託することはできません。）
- ⑦ 法人格を有すること。（地方公共団体は除く。）
- ⑧ 代表機関としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること。（複数名の業務従事者を配置できること。）
- ⑨ 交付決定後の地域 DX 推進コミュニティの経理実務（構成員への委託・外注・謝金支払等を含む。）について、責任を持って管理できること。
- ⑩ 当該事業を実施できる財政的健全性を有していること。
- ⑪ 総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、事務管理責任者を代表機関に所属する者から選出すること。
- ⑫ 補助金の交付は事業終了後となるため、事業実施期間中に発生する経費（構成員への委託・外注・謝金支払等を含む。）を補助金の受領前に立替払いすることが可能であること。
- ⑬ 当該事業の期間中及び当該事業の終了後 3 年間、事務局の求めに応じて、指定の方法で事業の活動状況・成果等を報告可能な主体であること。

- ⑭ 事務局及び経済産業省（地方経済産業局を含む。）からの指示等に迅速に対応する主体であること。
- ⑮ 本事業の他の地域 DX 推進コミュニティにおける代表機関ではないこと。（他の地域 DX 推進コミュニティの構成員として参画することは可。）
- ⑯ 令和 4 年度当初地域 DX 促進活動支援事業に採択された代表機関ではないこと。
- ⑰ 令和 5 年度当初「地域デジタル人材育成・確保推進事業（デジタル人材育成における地域ハブ機能実証事業）」に採択された団体等でないこと。
- ⑱ 令和 4 年度補正「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域 DX 促進環境整備事業（業種等特化型 DX 促進事業））地域 DX 支援活動型」に採択された代表機関ではないこと。

（2）構成員

- ・ 代表機関の管理下において、代表機関と共に補助事業を実施し、必要に応じて代表機関から委託・外注・謝金支払い等を受ける者です。業種や企業規模等に制限なく広く参画することが可能ですが、以下の（資格要件）を満たすことが必要です。
- ・ なお、参画する構成員は、地域に不足する経営やデジタル技術に関するノウハウ等を補う観点で、兼業・副業人材の活用も検討することを推奨します。

（資格要件）④はサイバーセキュリティ対策の専門家のみ

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する事業者でないこと。
- ③ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ④ サイバーセキュリティの専門家は、情報処理安全確保支援士、またはそれに類するサイバーセキュリティ対策に関する専門的、実践的な知識、技術、技能等を有する者であって、複数の地域企業等においてサイバーセキュリティに関する課題の解決支援（現状調査・分析、対策計画策定支援等）を行ったことがある又は当該分野において相応の実績を有すると認められる者。

（3）地域 DX 推進コミュニティが支援を実施する地域企業

- ・地域企業は、地域 DX 推進コミュニティから支援を受ける者です。補助金の交付は受けません。
- ・地域 DX 推進コミュニティが支援する地域企業は、全社を申請時に確定させておく必要はなく、事業期間中に公募等により選定することも可能です。支援する地域企業の選定においては、企業規模や業種等に関して制限を設ける必要はありませんが、以下の要件を満たすことが必要です。

(資格要件)

- ① 「1-3. 事業内容」(1)～(2)の支援を受けることを希望する地域企業に対しては、支援を受けるまでに、2019年7月に経済産業省が公開したDX推進指標の自己診断(※)を実施し、結果を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に提出することを求めること。

(※) DX 推進指標 自己診断結果入力サイト <https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html>

- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に係る事業者でないこと。

(4) 総括事業代表者(プロジェクトリーダー)・副総括事業代表者(サブリーダー)

- ・総括事業代表者は、補助事業の実施計画、実施及び成果を管理する者で、代表機関に所属する者としてします。
- ・副総括事業代表者は、総括事業代表者を補佐し、必要に応じて、その代理を務める者で、代表機関又は構成員に所属する者とし、総括事業代表者不在時の連絡窓口等を担うこととしてします。
- ・総括事業代表者及び副総括事業代表者は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中であっても、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置を要請することがあります。

(資格要件)

- ① 当該事業に関して高い見識と管理能力を有し、実施計画の企画立案とその実施等について管理を行うことができる能力を有していること。
- ② 当該事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- ③ 事務局や経済産業省(地方経済産業局を含む。)からの連絡、指示、問い合わせ等に対して、速やかに自ら対応、回答できること。
- ④ 地域 DX 推進コミュニティの構成員に対して、事務局や経済産業省(地方経済産業局を含む。)からの連絡事項を周知徹底できること。

(5) 事務管理責任者

- ・事務管理責任者は、補助事業における補助金交付の申請、経費管理及び手続きを管理する者で、代表機関に所属する者としてします。
- ・事務管理責任者は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置を要請することがあります。

(資格要件)

- ① 当該事業に関して高い管理能力を有し、実施事業の経理を含めた事務管理を行うことができる能力を有していること。
- ② 当該事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- ③ 事務局や経済産業省（地方経済産業局を含む。）からの連絡、指示、問い合わせ等に対して速やかに自ら対応、回答できること。

【2. 補助金交付の要件】

2-1. 採択予定件数 約10件程度

採択予定件数は、公募開始時点での想定であり、今後、変更になることがあります。

2-2. 補助率・補助額

最終的な実施内容、交付決定額は、事務局と調整した上で決定することとします。

広域型

- 補助率：10/10
- 補助上限額：3,200万円

【3. 補助金の支払い】

3-1. 支払時期

補助金の支払いは、事業終了後の精算払となります。

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき、支払額を確定します。なお、補助事業の履行や経費の申請内容に疑義が生じた場合は、事務局による現地調査に協力する必要があります。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

3-3. 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、

「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む。）」、「補助人件費（人材派遣も含む。）」は対象外とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る。）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要。）。

【実施体制資料の記載例】

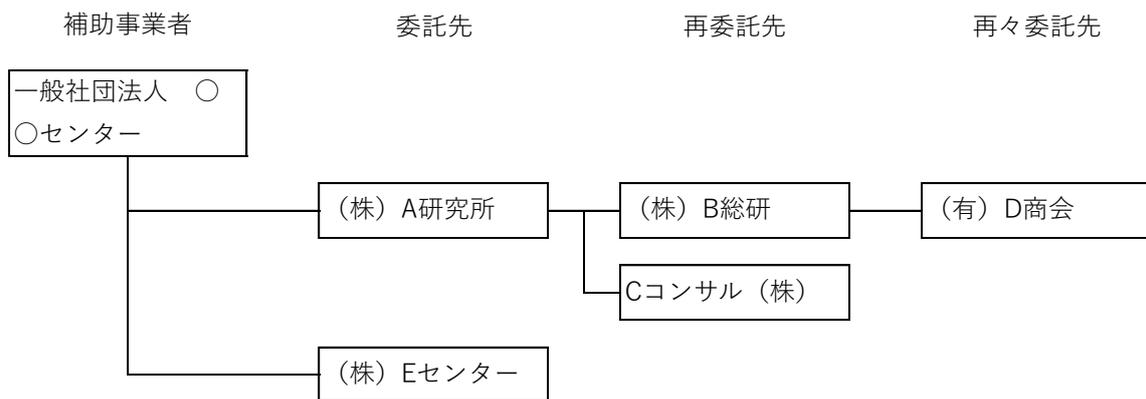
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
(株) A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
(株) B総研	再委託先（(株) A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（(株) A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
(有) D商会	再々委託先（(株) B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
(株) Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



【4. 応募手続き】

4-1. 募集期間

募集開始日：令和5年4月28日（金）

締切日：令和5年6月14日（水）17時必着

※Jグランツを利用し、締め切り日の17時までに申請を実施したもの。

4-2. 説明会の開催

以下日時にオンライン説明会を実施します。【10. 問い合わせ先】に連絡先（所属組織及び所属部署名、担当者名、電話番号、E-mail アドレス）を令和5年5月10日（水）17時までに連絡してください。

説明会日時：令和5年5月11日（木）10時30分

4-3. 応募書類

- ① 応募にあたり必要となる提出書類＜提出単位＞は以下の通りです。提出方法等の詳細は提出書類チェックリストを確認してください。
- ② 補助金申請システム「Jグランツ」で応募を受け付けます。Jグランツでは、本申請を受け付けるとともに、Jグランツで行われた申請等に対しては原則として、Jグランツで通知等を行います。Jグランツを利用するにはGビズIDの取得が必要です。

※GビズIDの発行まで約2週間を要しますので、余裕をもってご準備ください。

※Jグランツでの提出方法等の詳細はJグランツに掲載しているマニュアルを参照してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow>

広域型

- 事業計画書＜地域DX推進コミュニティごと＞
- 代表機関の直近の決算報告書（1か年分の貸借対照表、損益計算書）＜代表機関のみ＞
※設立1年未満の場合は、事業計画書及び収支予算書、母体となる企業の決算報告書等、財務的基盤を確認できる代替資料をご提出ください。
- 代表機関及び構成員の団体・企業概要（パンフレット等）＜参加事業者ごと＞
- 代表機関及び構成員の履歴事項全部証明書（公募申請日以前3カ月以内に発行されたもの）＜参加事業者ごと＞
※個人事業主及び任意団体の場合は、住民票（公募申請日以前3カ月以内に発行されたもの）の写し
- サイバーセキュリティの専門家であることを示す資料 ＜参加事業者ごと＞
- 誓約書＜参加事業者ごと＞
※押印は不要
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業であることが確認できる認定証の写し
※該当する場合のみ
- 提出書類チェックリスト＜地域DX推進コミュニティごと＞

- ③ 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。

なお、応募書類は返却しません。

- ④ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成

費用は支給されません。

- ⑤ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

4-4. 応募書類の提出先

応募書類はJグランツにログインし、本補助金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付して申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※Jグランツを使用する場合には設立登記法人及び個人事業主以外の申請者（登記法人ではない実行委員会、組合など）は、システム利用に必要なGビズIDの取得ができません。

※電子メール、郵送、持参及びFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、不採択となりますので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。

【5. 審査・採択】

5-1. 審査・採択方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

5-2. 審査・採択基準

外部有識者による審査委員会において、別紙で定める審査基準に基づいて審査を行います。審査は原則として申請書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

また、以下に合致する取組については、審査の上で加点します。

(1) 1-3. 事業内容(4)において、地域企業等のDX人材育成の取組を行う場合(例)DX及びDXを進めるにあたり確保すべきサイバーセキュリティ対策の戦略策定を支援した企業が戦略を実現できるよう、経営者や社員に対する人材育成の研修等を実施。

(2) 代表機関が、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(※)の場合(複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点。)

(※) 以下のうちいずれかの認定を受けている企業

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)

- ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
- ・青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

5-3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省及び事務局のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を原則、J グランツにて通知します。

【6. 交付決定】

採択された申請者が、事務局に補助金交付申請書を提出し、それに対して事務局が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、事務局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

また、本事業を通じて取組の更なる発展を実現することを目的に、事務局へ所定様式にて事前申請を行うことにより、事業期間中でも地域 DX 推進コミュニティの構成員を追加することが可能です。

補助事業期間中、地域 DX 推進コミュニティに対し、事務局から事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【7. 補助対象経費の計上】

7-1. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり具体的には以下のとおりです。

※各項目の経費処理については、『補助事業事務処理マニュアル』を御確認ください。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

広域型	
経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	

旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会議借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用でき、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入、製造に必要な経費
借料及び賃料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
広報費	事業を効果的に周知するために必要な広告宣伝に要する経費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。 例) -通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） -光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合。） -設備の修繕・保守費 -翻訳通訳、速記費用 -文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
委託・外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託・外注するために必要な経費（ほかの経費項目に含まれるものを除く。）

7-2. 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務

機器等)

- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・ 収入印紙
- ・ その他事業に関係ない経費

7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

【8. 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

【9. その他の注意点】

- ① 補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付規程により、交付

申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。

- ② 地域 DX 推進コミュニティ外に補助事業費の支払いが発生する場合は、代表機関は自らの責任のもと、当該補助事業費の支払先が以下の3点を満たしていることを確認するとともに、事務局の求めに応じて必要な情報提供を行うこと。
 - 日本に拠点を有していること。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する事業者でないこと。
 - 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ③ 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ④ 提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。
- ⑤ 補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。
- ⑥ 補助事業期間中に得た地域 DX 推進コミュニティに参画する構成員からの年会費や支援対象となる地域企業からの対価（報酬）等の収入を、交付する補助金から減額することは本事業の目的達成を阻害することになることから、本事業の補助事業期間中に発生した収入については、交付する補助金から減額しないこととします。ただし、本事業において交付する補助金からの減額の対象外とする「収入」とは、地域 DX 推進コミュニティが、自立して継続的に事業を実施することを目的に得たものに限りません。

【10. 問い合わせ先】

お問い合わせに対する回答の正確性を期すため、電子メールでの連絡を優先してください。

令和5年度地域 DX 促進事務局

メールアドレス: regional-dx-r5@tohatsu.co.jp

TEL: 090-6656-2432

電話受付時間: 10:00~12:00/13:00~17:00 月曜~金曜（土日祝日除く）

※電話番号の掛け間違いのないよう注意してください。

(別紙)

審査基準（広域型）

1. 基本的事項 ※いずれかが不適(×)の場合は不採択	
① 事業者としての適格性	代表機関及び構成員は、募集要領1-5. 応募資格をすべて満たしているか。
② 財務的基盤	・代表機関は、補助事業をその目的に沿って的確に実施し得る財務的基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有しているか。 ・直近の決算報告書において、安定的に事業を実施できるか。
③ 事業の適格性	申請内容が、事業目的及び内容の要件を全て満たしているか。
2. 事業の内容に関する事項	
2-1. コンソーシアムの実施体制・能力	
① 代表機関、構成員の能力・実績等	・代表機関は、地域企業に対する各種支援に止まらず、補助事業全体の運営管理、構成員相互の調整を主体的に行う優れた能力・実績を有した人材を擁しているか。 ・構成員は、地域の実情(課題・特性)、経営・デジタル、DXを進める上で必要となるサイバーセキュリティ対策に関する専門的知見・ノウハウを持つ産学官金の関係者で、代表機関と共に、課題分析・戦略策定支援、サイバーセキュリティの強化に関する伴走型支援等各種支援、支援ノウハウの地域DX推進コミュニティ内での共有・横展開の仕組みの構築に取り組むことができる優れた能力・実績を有した人材を擁しているか。 ・代表機関及び構成員は、過去の類似事業の実績を、本事業で有効に生かすことができているか。
② 構成員の多様性	・構成員が多様な産学官金の主体で構成され、互いに連携し合い、より効果的な支援を実施する提案がなされているか。
2-2. 事業の有効性	
① 地域企業のDX戦略策定の伴走型支援の有効性	地域DX推進コミュニティによる、地域企業のDX推進に向けたゴール設定・現状分析・課題特定・将来業務の設計・ソリューション提供ベンダーの比較検討・選定等支援の内容は、代表機関及び構成員の強みを生かした工夫がなされ、実行可能かつ効果的なものとなっているか。
② サイバーセキュリティ対策に関する伴走型支援の有効性	地域DX推進コミュニティによる、サイバーセキュリティ対策に関する伴走型支援の内容は、代表機関及びサイバーセキュリティの専門家を中心とした構成員の強みを生かした工夫がなされ、実行可能かつ効果的なものとなっているか。
③ 支援ノウハウの地域DX推進コミュニティ内での共有・横展開の仕組みの構築	地域DX推進コミュニティ内で構築する、支援ノウハウを共有・横展開する仕組みは、代表機関及び構成員の強みを生かした工夫がなされ、実行可能かつ効果的なものとなっているか。
④ その他、DX戦略の実行力向上のための取組等の有効性	地域DX推進コミュニティによる、その他の支援活動の内容は、地域DX推進コミュニティの支援活動がより効果的になることに寄与するものであり、実行可能なものとなっているか。

2-3. 事業の合理性	
① 事業の合理性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行に必要なタスクに見合った費用が正しく見積もられているか、事業成果に繋がらない余剰の費用が含まれていないか。 ・実施体制、管理手法、スケジュールが事業計画を実現するために十分なものとなっているか、効率的な事業の進め方となっているか、実施タスクごとの成果物が明確になっているか
② 支援目標・効果の合理性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間中の支援目標が合理的且つ高い水準で掲げられているか。 ・その効果が合理的か。
2-4. 事業の将来性	
① 事業終了後の活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業終了後の活動内容が具体的に記載されており、実現可能かつ効果的な取組となっているか。 ・補助事業終了後の活動内容が、単なる本事業の継続的な取組に止まらず、積極的に支援内容の拡充が検討できているか。 ・補助事業終了後も地域企業を支援し続ける強い意志とそれを裏付ける体制が整備されているか。
② 補助事業終了後の収支計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業終了後の収支計画は、その根拠が明確で具体的であり、実現可能な想定がなされているか。 ・構成員からの年会費や、支援を行う地域企業からの対価(報酬)等といった収入を得る仕組みを構築し、将来的な自立性・収益性が十分に期待されるか。
2-5. 地域特性	
① 支援対象地域及び地域企業への理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象地域に所在する企業のデジタル化・DXの現状及び課題を十分に認識できているか。また、支援対象地域に所在する企業に関する内部・外部環境を正確に捉えているか、現状解決すべき重要度・緊急度の高い経営課題及び業務課題を十分に把握しているかを十分に認識できているか。
② 地域性を踏まえた事業の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域DX推進コミュニティの体制及び活動内容が、支援対象地域に所在する企業のデジタル化・DXに関する現状及び課題に照らして、支援対象地域の課題解決・DX推進に資すると期待されるものか。
3. 加点項目	
① (4)その他、DX戦略の実行力向上のための取組等(任意)において、地域企業等のDX人材育成に向けた取組を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域企業のDX人材育成・確保に向けた取組を実施する場合は加点 (例)DX及びDXを進めるにあたり確保すべきサイバーセキュリティ対策の戦略策定を支援した企業が戦略を実現できるよう、経営者や社員に対する人材育成の研修等を実施
② 代表機関が、下記、いずれかの認定を受けている。 (えるぼし認定企業、くるみん認定企業、プラチナ認定企業、ユースエール認定)	<ul style="list-style-type: none"> ・代表機関が、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(※)である場合。複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 (※)以下のうちいずれかの認定を受けている企業 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) ・青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)